

昭和五十一年二月二十六日

四日市市議會臨時會會議錄

四日市市議會

○議事日程

昭和五十一年二月二十六日(木) 午前十時開会

- 第一 会議録署名議員の指名について
- 第二 会期の決定について
- 第三 議案第一号 工事請負契約の締結について……………
議案説明：質疑、委員会付託
委員長報告：質疑、討論、議決
- 第四 議案第二号 工事請負契約の締結について……………
- 第五 議案第三号 工事請負契約の締結について……………

○本日の会議に付した事件

- 日程第一 会議録署名議員の指名について
- 日程第二 会期の決定について
- 日程第三 議案第一号 工事請負契約の締結について
- 日程第四 議案第二号 工事請負契約の締結について
- 日程第五 議案第三号 工事請負契約の締結について

○出席議員(四十三名)

青 山 峯 男
天 春 文 雄

松 增 前 堀 古 福 平 長 橋 野 野 生 中 出 坪 田 高 高
島 山 川 市 田 野 川 本 呂 崎 川 村 井 井 中 木 井
良 英 辰 新 元 香 行 鐸 增 平 貞 平 信 妙 基 三
一 一 男 衛 一 史 信 元 藏 和 芳 藏 夫 博 子 介 勲 夫

坂 後 後 小 小 粉 訓 喜 川 金 加 大 大 小 宇 岩 伊 小
口 藤 藤 林 林 川 霸 野 口 森 藤 森 谷 川 田 田 藤 井
正 長 寬 喜 博 也 洋 定 多 喜 四 良 久 信 道
次 六 次 夫 次 茂 男 等 二 正 男 三 正 郎 市 雄 一 夫

○欠席議員（二名）

高橋力三	山本勝	山中一	山路剛	山口信生	森安吉
------	-----	-----	-----	------	-----

○議事説明のため出席した者

市長公室長	助役	助役	市長公室長	総務部長
岩野見齊	加藤寛嗣	三輪喜代司	六田猶裕	阿南輝彦

○出席事務局職員

事務局長	事務局課長	菊地英也	川村得二
------	-------	------	------

議事係長	議事	板崎大之丞	山口克彦
------	----	-------	------

午前十時二分開会

○議長（山口信生君） ただいまから、昭和五十一年二月、四日市市議会臨時会を開会いたします。ただいまの出席議員数は、四十名であります。

本日の議事については、お手元に配布いたしました議事日程によりとり進めたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

出席要求をいたしました議事説明者の氏名は、お手元に配布しました議事説明者要求書写しのとおりであります。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（山口信生君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、大谷喜正君及び前川辰男君を指名いたします。

日程第二 会期の決定について

○議長（山口信生君） 次に、日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期臨時会の会期は、本日一日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日一日間と決定いたしました。

日程第三 議案第一号 工事請負契約の締結について、ないし

日程第五 議案第三号 工事請負契約の締結について

○議長（山口信生君） 次に、日程第三、議案第一号、工事請負契約の締結について、ないし日程第五、議案第三号、工事請負契約の締結についての三件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいまご上程の各議案についてご説明申し上げます。

議案第一号は、塩浜第三ポンプ場上屋新築工事の請負契約締結案でありまして、指名競争入札に付した結果、金額七千二百三十万円をもって、名古屋市中村区下笹島町鹿島建設株式会社名古屋支店に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第二号及び議案第三号は、いずれも小学校校舎にかかる工事請負契約締結案でありまして、それぞれ指名競争入札に付した結果、市立内部小学校増築工事については、金額一億四百万円をもって、市内馳出町一丁目株式会社山本英組に、市立水沢小学校改築工事については、金額九千九十万円をもって、市内大字塩浜株式会社河北組に落札決定いたしましたので、これら業者との間に工事請負契約を締結しようとするものであります。

よろしくご審議のうえ、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 質問ではございません。疑問がございますので、要望になるかもわかりません。

というのは、工事請負の議案第一号の参考のところでお尋ねするわけでございますけれども、予算額が四億五千三百九万二千円のうち、五十年予算が三億何ぼ、それから債務負担行為がこれだけという予算額の中から、七億七千二百三十万円の落札結果が出ておるわけでございますけれども、都市下水あるいは公共下水の問題が出たときにはいつもこういう形で出てまいりますので、私見たときに、おかしいなあと思った。四億何ぼの予算でありながら、七億二百何万というそういう入札、落札結果を見て、それで私わかりませんから、けさ下水課へ行って尋ねてみたら、この四億何ぼの金は、塩浜の都市下水全体の予算の中からこんだけだということであって、この表現と小学校の方の落札の表現と非常に違っております。こういう表現は、いいか悪いかは別といたしまして、私たちは建設に関係ございませんから、審議もいたしておりますから、読んでわかるようにしてほしい。

それからもう一つは、できるならば、塩浜第三ポンプ場と言われましても、私の頭にどこにあるかわかりません。ポンプ場、たくさんありますから。そういう場合には図面を添えて、そしてやっていただきますと、こういうように、私のように質問をしなきゃなりません。つまりぬ質問でございますけれども、読んでわかるように議案の説明をしておいてほしい。市長におきまして、やはり議案説明の中でそういうことはございません。市長の方で説明があれば私はこういうことを言いませんけれども、市長も簡単な提案理由でございますので、それだけ要望いたしておき

ます。

○議長（山口信生君） 他にございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（山口信生君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。
本件を総務委員会に付託いたします。

付 託 議 案 一 覧 表 （昭和五十一年二月臨時会）

○総務委員会

議案第一号 工事請負契約の締結について

議案第二号 工事請負契約の締結について

議案第三号 工事請負契約の締結について

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午前十時十分休憩

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前十一時四十四分再開

議案第一号、工事請負契約の締結について、ないし議案第三号、工事請負契約の締結についての三件を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

総務委員長 岩田久雄君。

〔総務委員長（岩田久雄君）登壇〕

○総務委員長（岩田久雄君） ただいま議題となっております三議案について、総務委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第一号は、塩浜第三ポンプ場上屋新築工事の請負契約締結案であり、議案第二号及び議案第三号の二議案は、内部小学校及び水沢小学校校舎にかかる工事請負契約締結案でありまして、これら三議案につきましては、別段、異議はなかったのでありますが、塩浜第三ポンプ場の上屋新築工事は危険なコンビナート地帯の中における工事であり、その工事の実施に当たっては、安全に特に配慮することが必要でありますので、危険防止に万全を期することを強く要望いたしました次第であります。

なお、地元業者の育成という立場から、工事の分離発注などについても前向きに十分検討し、地元業者への工事の発注に可能な限り配慮することを、あわせて要望いたしました。

簡単ではありますが、これもちまして総務委員会の審査報告といたします。

○議長（山口信生君） 委員長の報告は、お聞き及びのとおりであります。

委員長の報告に対してご質疑がありましたら、ご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 塩浜第三ポンプ場の工事請負契約に関しての疑問について、お答えいただきたいと思ひます。

一つは、この塩浜第三ポンプ場の工事に関しましては、四十九年十一月にポンプ場築造工事二億六千五百万円で三井建設に落札しております。そして、昨年九月にさらにポンプ場放流渠築造工事が、これまた三井建設に落札しております。一億百万でございます。この三井建設に続いて落札した。こういうかかわりから、落ちるところに落ちたと、こういう話が一般に伝わったということもわれわれは聞くわけですが、いわばそれはどういう意味か私どももまだにわかりませんけれども、一つのうなずける問題としては、下部工事をやると、それに付随した工事だから、最初の下部工事を三井建設がやって、それに付随した工事も三井建設がやると、その意味では理解できるし、その意味では自然の流れだろうと、こういうふうには理解することもできたと思ふんです。ところが、今度この鹿島建設に落ちると。この辺ですね。昨年九月にはいろいろこの三井建設の落札問題でも、議会の中でも論議になったかと思ひますが、そうした面がやはり配慮されたことかどうかという点、そしてまた、いわゆる下部工放流渠築造工事、こうしたものが三井建設の手によって行われ、今度上屋工事が鹿島建設によって行われるということにおいて、その工事の中身にいろいろ支障を来たすということはないかどうか。その辺について、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

三井建設は、直接今日の議題とかかわりはございませんけれども、しかし、過去の請負契約とかかわりを持ってありますし、根本的には塩浜第三ポンプ場の工事でございますから、そういう点でお尋ねをするわけです。

それから、この工事等で下請の業者というものは一体どういふところが当たることになるのか。あるいは過去のこの第三ポンプ場の工事の中で当たっているのか。その辺のところについてどこまで説明をしていただいたか。お尋ね

をしたいと思ひます。

先ほど委員長報告の中で、地元業者への分離発注等もよく考えるべきだという指摘があったわけでございます。この点で、先ほどちょっと第一番に触れました工事、そういうものに支障がないとするならば、もっと積極的に中小業者の協同による、たとえば協同してこういう大型工事を発注できるという、そういう道も開かれておるわけですから、そういう指定ができるわけですから、その辺については、一体市の方は、業者育成という面からどのような手を打っており、今度の場合でもそういう点での指名、業者指名に当たって配慮がなされたのかどうか。そのところについて、総務委員会でのようにご論議いただきましたか、お尋ねしたいと思ひます。

○議長（山口信生君） 総務委員長。

〔総務委員長（岩田久雄君）登壇〕

○総務委員長（岩田久雄君） 小井議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの第三ポンプ場の入札につきましては、特に地元の業者で入札ができなかったかというようになことにつきましては、十分審査をいたしましたんですが、今回の場合は、特にあいつた場所であるというようになことで、総務委員会といたしましては、危険防止を十分やるというようになことで了承したわけですが、先ほどの、昨年の三井の入札と今度のこれとのかかわり合いというようになことにつきましては審査をいたしておりますので、理事者の方から答弁願うことにいたしたいと思ひます。

○議長（山口信生君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） 総務委員長からのご指名でございますので、お答えを申し上げます。

ご質問の中にありました四十九年十一月の下部工事でございます。二億六千五百万。それから、昨年の九月議会でお認めいただきましたのは放流渠一億百万ということでございまして、これらは現場の状況もございまして、また特に放流渠の関係は、海岸堤防あるいは護岸との関係もございまして現場でございますので、特に土木工事として大手の業者に指名をいたしまして、たまたま三井というふうな結果が出てきたわけでございますが、今回の、ただいまご審議いただいております上屋工事につきましては、金額も七千二百三十万という額で入札の結果が出ておりますが、いま総務委員長からもお答えいただきましたように、私どもこの程度のいわゆる建築工事であるならば、地元業者で十分できると。ただし、現場の状況から言って、非常に慎重な配慮が必要だということで、地元の協会等の幹部とも協議をいたしまして、万一のことがあっては、最近のコンビナート、全国の災害状況等から言って、ぜひ大手の、十分技術、経験、管理の行き届くところに工事を出してもらって結構だという協議のもとに業者を選定いたしました結果が、このような落札者となった経過でございます。

下請の関係につきましては、総務委員会でも何人かの委員さんから大変熱心に討議がございました。委員長のご報告の中にございませんでしたが、すべての工事につきまして、大手の方に行く場合にはそのような特記事項を持ってきた地元業者をできるだけ使うようにということの特に出しておりますが、今回も同様な考え方を持っております。

○議長（山口信生君） 小井道夫君。
〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 この第三ポンプ場の一環したこういう工事の中で、途中で業者が変わっても一向にそれには、工事そのものに、あるいはそのでき上がりに支障を来たすようなことがないという前提であるとするならば、そしてそれが鹿島建設に落ちたとするものならば、しかも実際の工事は、先ほどの総務部長のお話ですけれども、ほとんど下請に

任せてしまうわけです。ですから、こういう点では、初めからやはり地元の中小業者を育成する、あるいは地元業者を育成するという立場から、その協業化によって、そして指名業者にはちゃんと入れていくと、こういう措置を当然とってしかるべきだと思います。今後は、そういう点の配慮をぜひしていただきたいというふうに要望いたしまして終わりたいと思います。

○議長（山口信生君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 他にご質疑もありませんので、委員長長の報告に対する質疑を終結いたします。

本件につきましては、討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

本件に対する委員長長の報告は可決であります。本件は、委員長長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（山口信生君） 以上をもちまして、今期臨時会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和五十一年二月、四日市市議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午前十一時五十九分閉会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長 山口 信生

署名議員 大谷 喜正

署名議員 前川 辰男